2025年度第３回ファイナンシャル・プランニング技能検定１級実技試験

Part Ⅰ（2026年２月14日）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

●設　例●

Ａさん（60歳）は、大都市圏の郊外にあるＸ市で、妻子とともに、母Ｂさん（85歳）が所有する８階建てマンションの７階で暮らしている。マンションの１階から６階までは住居として賃貸しており、立地がよいことから全室満室の状態である。当該マンションの延べ面積は1,000㎡（各階の床面積は125㎡で同一）であり、区分所有登記はされていない。

５年前にＡさんの父親が死亡してから、母Ｂさんはマンションの８階に１人で住んでいたが、急に体調を崩し、2025年12月に死亡した。母Ｂさんの法定相続人は、Ａさんのほか、他県で家族と暮らしている妹Ｃさん（57歳）および弟Ｄさん（55歳）である。Ａさんは四十九日法要を終え、そろそろ相続手続に着手しようと遺品を整理していたところ、母Ｂさんが作成した自筆証書遺言を発見したため、すぐに妹Ｃさんと弟Ｄさんにそのことを伝え、家庭裁判所に検認の申立てを行った。後日、Ａさんたちは、通知された検認期日に家庭裁判所に集まり、遺言書の開封に立ち会ったところ、遺言書には「自分の所有するマンションの土地と建物はすべてＡさんに相続させる」ということだけが書いてあった。

自筆証書遺言の検認後、Ａさんたちは話合いを重ね、その結果、不動産については遺言書どおりにすべてＡさんが相続することになり、現預金と上場株式については妹Ｃさんと弟Ｄさんが２分の１ずつ相続し、不足分はＡさんが代償財産を交付することになった。

Ａさんは、母Ｂさんが加入していた生命保険に係る死亡保険金（1,500万円）と、自身が所有する上場株式（相続税評価額2,000万円）を、代償財産としてそれぞれ妹Ｃさんと弟Ｄさんに２分の１ずつ渡そうと考えているが、上場株式を代償財産とする場合、何か注意すべき点はないか知りたいと思っている。

また、Ａさんは、相続手続等をできるだけ自分でやろうと思っているが、手続にどのような書類が必要となるのか、財産の名義変更やその他の手続等はいつまでに行えばよいのかなど、わからないことが多く、何から手を付けるべきかを教えてほしいと思っている。

なお、母Ｂさんが住んでいたマンションの８階部分については、相続手続が落ち着いてから、当面は人に貸し出そうかと考えている。

【母Ｂさんの相続財産の概要】（相続税評価額、土地は小規模宅地等の評価減適用前）

１．現預金	：	7,000万円
２．上場株式	：	3,000万円
３．自宅兼賃貸マンション（１棟、築15年、８階建て）		
①土地（600㎡）	：	１億2,000万円
②建物	：	5,000万円
合計	：	２億7,000万円

※賃貸マンションの年間家賃収入は約1,200万円である。

※母Ｂさんは、契約者（＝保険料負担者）・被保険者を母Ｂさん、死亡保険金受取人をＡさんとする生命保険（死亡保険金1,500万円）に加入していた。

※母Ｂさんの相続に係る相続税額は、約4,600万円（小規模宅地等の評価減適用前）と試算されている。

（注）設例に関し、詳細な計算を行う必要はない。

検討のポイント

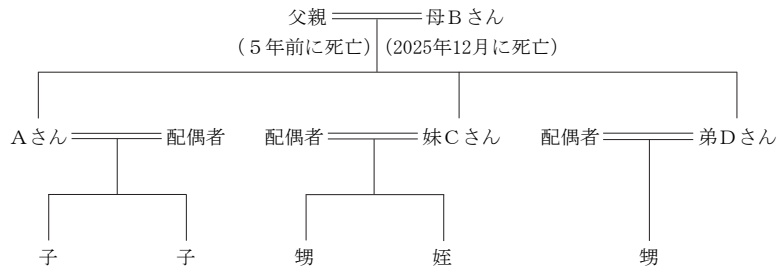
●設例の顧客の相談内容および問題点として、どのようなことが考えられるか。

●それらの相談内容および問題点を解決するために、どのような提案・方策が考えられるか。

●それらの方策（解決策）のなかで、何を顧客に提案するか。その理由・留意点は何か。

●ＦＰと職業倫理について、どのようなことが考えられるか。

【親族関係図】



（メモ余白）